

中小企業準備遅れ

マイナンバー

共通番号制度のマイナンバー(個人番号)への対応が、道内で中小企業を中心に遅れている。民間信用調査会社によると、特に従業員が5人以下の企業で制度の理解不足が目立った。個人番号は来年1月から行政手続きで利用が始まり、企業には収集した個人番号の適切な管理が求められる。専門家は「行政機関に提出する書類に個人番号を記載するのは来春以降。まだ間に合う」と準備を急ぐよう呼びかけている。



マイナンバー対策セミナーを受講する企業の担当者ら(11日、札幌市中央区で)

準備する必要はないと思っていた」と話した。しかし、罰則が厳しい上、個人番号を安全に管理するためには様々な工夫も必要で、「税理士に相談して必要な安全対策を進めなければ」と表情を引き締めた。帝国データバンク札幌支店が10月19～31日に行った調査によると、「完了した」を含めて「対応中」と回答した企業は約7割に上ったが、3割近くが「何もしていない」と回答。進捗率は

は平均42・6%で、全国平均を5割下回っていた。企業の規模別では、「内容を含めて知っている」との回答は、従業員6～20人の企業で関心度が低い」と指摘した。

管理を外部委託 アレフ

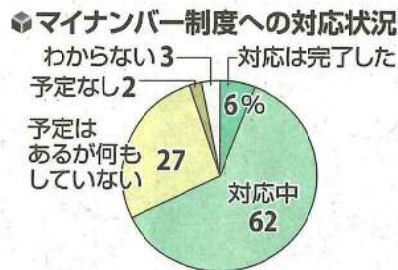
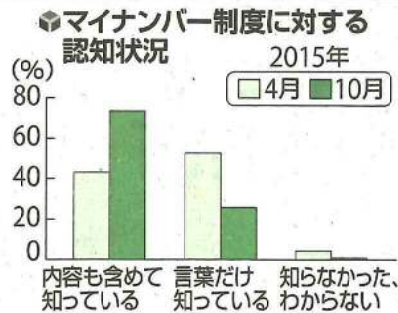
個人番号の管理は外部委託もできる。ハンバーグレストラン「びっくりドンキー」を展開するアレフ(札幌市)は今春、外部委託を決めた。社員数は約650人で、扶養家族やパートを含めると9000人弱の個人番号を管理しなければならぬ。上、国の指針を満たす安全管理体制を整えるには防犯カメラ付きの専用の部屋を

作るなどの対応が必要と判断し、「多額の設備投資に加え、マイナンバー管理に対応した従業員の訓練も不可欠で、本業以外の負荷が大きすぎると考えた」(人事課)という。特定社労士の岡本さんによると、50人前後の企業では、自社対応と外部委託の経費が拮抗しがちで、対応方針が定まらず、後手に回るケースも多いという。

制度の理解不足目立つ

「マイナンバー法は個人情報保護法より厳しい罰則がある。収集、保管、廃棄を適切に行うため、最新情報に注意してほしい」

札幌市中央区で11日に行



帝国データバンク札幌支店の調査結果を基に作成

われた企業向けの対策セミナー。参加した総務や経理の担当者らは、特定社会保険労務士の講義に熱心に耳を傾けていた。企業は、源泉徴収などのため従業員や扶養家族の個人番号を集める必要がある。終了後、札幌市内の自動車部品卸売会社の男性経理部長は「うちの従業員は約30人で、扶養家族を入れてもマイナンバーの収集対象は100人程度。焦って

Q 安全対策 何が必要

Q マイナンバー(個人番号)の管理には、どのような安全対策が求められるのか。

A 取扱担当者や責任者を明確にし、10人以上の企業は具体的な取り扱い手順を定めた規定を策定しなければならぬ。個人番号を含む個人情報取扱区域の立ち入り制限、保管場所の施錠や機器の固定などの盗難防止策、情報システムのアクセス制御などが必要になる。

Q 廃棄する場合は。

A 法定保存期間を経過

立ち入り制限や施錠

後、書類をシュレッダーにかけたり、データを物理的に破壊したりして、復元できない手段で廃棄しなければならない。取り扱い記録を取る必要がある。

Q 漏えいした場合の罰則は。

A 正当な理由なく個人番号を含む個人情報を漏えいした場合、4年以下の懲役または200万円以下の罰金で、併科されることもある。取り扱いに関して法令違反があった場合は2年以下の懲役または50万円以下の罰金。